

(趣旨)

第 1 条 この規定は、筑西広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則(昭和 57 年組合規則第 3 号)第 2 条第 3 項の規定に基づき、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)別表で定める指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合(以下「仮貯蔵等」という。)の技術上の基準を定めるものとする。

ただし、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵は、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について(平成 4 年消防危第 52 号)」によるものとする。

(仮貯蔵等の反復の制限)

第 2 条 仮貯蔵をする場合には、同一場所において法定期間(10 日)を終了後、反復して行わないこと。

(場所の位置)

第 3 条 仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「危険物政令」という。)第 9 条第 1 項第 1 号の規定をおおむね準用するものとする。

(屋外における仮貯蔵)

第 4 条 屋外において仮貯蔵等をする場合には、次によるものとする。

(1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良好な場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。

(2) 前項のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危険物政令第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる空地の幅のおおむね 2 分の 1 以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。)第 24 条の 12 第 2 項第 2 号に掲げる空地の幅のおおむね 2 分の 1 以上の空地を保有すること。

(3) 第 2 類の危険物のうち引火性固体(引火点が 0 度以上のものに限る。)並びに第 4 類の危険物のうち第一石油類(引火点が 0 度以上のものに限る。)及びアルコール類又は第二石油類、第三石油類、第四石油類若しくは動植物油以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。

(4) 前号の第 2 類の危険物のうち引火性固体、第一石油類及びアルコール類の仮貯蔵等をする場合には、当該危険物を適温に保つための散水設備等を設置すること。又第一石油類及びアルコール類の仮貯蔵等をする場所の周囲には、排水溝及びためますを設置するとともに、第一石油類(水に溶けないものに限る。)の仮貯蔵等をする場合は、ためますに油分離装置を設けること。

(屋内における仮貯蔵等)

第 5 条 屋内において仮貯蔵等をする場合には、次によるものとする。

(1) 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口は特定防火設備又は防火設備を設けた、専用の棟又は室とすること。

(2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危険物政令第 26 条第 1 項第 1 号の 2 ただし書で定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

(4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(消火設備)

第6条 仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危険物政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備をその能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設ける。

(貯蔵及び取扱いの基準)

第7条 仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危険物政令第4章の規定を準用するものとする。

(標識及び掲示板)

第8条 仮貯蔵等をする場合の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあっては、「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては「危険物仮取扱所」と表示した標識、並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設ける。

なお、前期の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、危険物規則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設ける。

(基準の特例)

第9条 この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長又は消防署長が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限にとめることができると認めるときにおいては、適用しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日消防本部訓令第2号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 危険物仮貯蔵等の技術上の基準に関する規程(昭和57年消防本部訓令第1号)は廃止する。